十四日までの間は、プログラム医療機器特別講習を修了した者を、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者とみなす。

3・4　（略）

（医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　プログラム高度管理医療機器（高度管理医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下この条において同じ。）のみを製造販売する第一種製造販売業者についての第七条の規定による改正後の医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、プログラム医療機器特別講習を修了した者を、安全確保業務その他これに類する業務に三年以上従事した者とみなす。

（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　（略）

2　プログラム医療機器のみを製造販売する製造販売業者の国内品質業務運営責任者についての新医療機器等製造管理等基準省令第七十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十二年十一月二十四日までの間は、プログラム医療機器特別講習を修了した者を、品質管理業務その他これに類する業務に三年以上従事した者とみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十四号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十四日

農林水産大臣　齋藤　健

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（出願料軽減申請書等の添付書面の省略） **第三条**　令第三十七条第一項又は第三十八条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第三十七条第一項に規定する申請に係る出願品種が福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十五条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。第五条において同じ。）に定められた法第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。 （資金の額及びその調達方法を記載した書面の様式） **第五条**　法第六十五条第五項の書面は、産業復興再生計画に定められた法第六十一条第二項第三号ロに規定する新品種育成事業ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。	（出願料軽減申請書等の添付書面の省略） **第三条**　令第三十七条第一項又は第三十八条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第三十七条第一項に規定する申請に係る出願品種が福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第六十五条第一項の認定を受けた産業復興再生計画（法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画をいう。第五条において同じ。）に定められた法第六十一条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第三十七条第二項各号に掲げる書面又は令第三十八条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。 （資金の額及びその調達方法を記載した書面の様式） **第五条**　法第六十五条第五項の書面は、産業復興再生計画に定められた法第六十一条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。

附　則

この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。